

横須賀市継承の森設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市継承の森（以下「継承の森」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 継承の森は、将来へ引き継いでいく「みどり」の象徴として保全することにより、市民及び市が「みどり」の大切さを認識し、ともに守り育てていく意識を醸成させるとともに、その意識を将来にわたって継承していくことを目的とする。

(設置の場所)

第3条 継承の森の存する都市公園名及び区域は、別表のとおりとする。

(管理)

第4条 継承の森の管理については、都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長は、継承の森が将来にわたり良好な状態で保全されるように、育成し、維持し、及び管理するよう努めるものとする。

(2) 市長は、継承の森が大切に保全されるよう、市民に協力を求めることができることとする。

(3) 市長は、継承の森においては、樹木の伐採、形質の変更を行わないものとする。ただし、都市公園における日常的管理に必要な伐採、施設の整備その他市長が管理運営上必要と認める行為はこの限りでない。

(事業の実施)

第5条 市長は、継承の森の目的を達成するため、自然との触れ合い、環境教育、自然観察及び自然環境の保全と活用等、必要な事業を実施するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年5月4日から施行する。

別表（第3条関係）

都市公園名	区 域
田浦梅の里	田浦大作町31番2、51番1、53番1、54番1、54番2、55番1及び56番1並びに田浦泉町90番3及び95番1
衣笠山公園	小矢部2丁目 724番、725番、725番2、726番、727番、728番、729番1、730番、734番、737番、739番、745番及び746番
光の丘水辺公園	光の丘2568番1の一部、2568の2、2568番47、2568番49、2568番50及び2568番56